

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

武正委員長代理 次に、馳浩君。

馳委員 自由民主党の馳浩です。

早速質問させていただきます。松居公述人、子ども・子育て新システムの会議に参加されましたか。

〔武正委員長代理退席、委員長着席〕  
松居公述人 していません。

馳委員 子供の育ちをどうするかという議論があつて初めて子供の居場所と幼児教育の充実を考えていくべきであるというふうに私は思っております。親の働き方によって子供をどこに預けるかということの議論をしてはいけないと思っておりますが、私の考えに御感想があれば、松居公述人 済みません、もう一度言います。親の働き方によって子供の育ちが、居場所とかシステムが議論されるのは間違っているんじゃないかなと私は思っているんです。いかがでしょうか。

松居公述人 親の働き方と子供の育ちというのは、当然何千年にもわたつて関連してくるのだと思います。

馳委員 そこで、本音は、子ども・子育て新システムの議論に、松居先生に参加してほしかったなということをお願いしたわけでありまして。何か違うところから拍手が起きているようですが、さて、では、林公述人にまずお伺いします。

現行制度でも横浜市のように待機児童の解消策はできています。そんな中で、現行制度はもっとこうあればよいなという御意見をいただきたいと思えます。

林公述人 現行制度の中でもここまでできたというんですが、相当厳しくて、財政的には子育て支援にシフトした金額は相当なものでございまして、先ほど御案内しましたけれども、私は、ちよつと限界ではないかと。

そして、これは、間口を広げて受け入れ体制をつくることは大変いいんですけども、そうすれば、当然ながら、また保護者の方たちが、就業希望がふえてまいります、今の経済状態でもございまして。実際は、こうやって解消して約十分の一近くになっておりますけれども、毎年毎年、保育所にお入りになりたいという希望の人はどんどんふえているんですね。そこまで枠を考えて、かなりの財源を投入して今やっておりますから、もう基礎自治体だけでは、このままでいっただら非常に限界ですね。

それと、先ほどから申し上げましたけれども、許認可なんか別々だとしたことによっての二重

行政は絶対になくさなくちゃいけないというふうに思えます。

以上です。

馳委員 今おっしゃった議論は、福田内閣のころからの方向性、そして小淵報告にあるそのままの議論を林公述人はおっしゃいました。その方向性が一足飛びに総合こども園になったんじゃないかなというふうな認識を私は持っています。

その上で、私なりに、現場の保育士さんからいただいた、保育所の園長さんからいただいた疑問をまずぶつきたいと思えます。

保育所における幼児教育の充実、ひとえに人の問題だ、処遇の改善と研修をしつかりやってほしい、このことを言われるんですね。そのためにはやはり財源と人の手当てをぜひお願いしたい。なるほどなと私も実感いたしました。この点については、林公述人と松居公述人のお二人に御見解を伺いたいと思えます。

林公述人 全く先生がおっしゃるとおりでございます。今、私もがこの政策をやっている中でも重要な問題ですね、保育士さんの今の教育システムというのは。

実際、現場にいる人たちが、人数も足りないです、決して保育士さんにとって潤沢な状況ではございませんので、研修に出すこともちよつとできないという現実にも突き当たっておりますから、そこは私も解決していかなくちゃいけない大きなテーマです。

松居公述人 二年前にこのシステムの概要が最初に出てきたときに、まず保育士たちがひっつか

つたのは、五年以内に二十五万人未満児を預かれ  
 ということだったと思います。それは、今の状  
 況の中ではやはり無理だと。

それと、もう一つは、雇用労働施策に最初から  
 入っていると。確かに保育園は雇用労働施策から  
 始まったものですが、現場の保育士は、そ  
 れ以上に子供たちの幸せというのは考えていま  
 す。これは、ある意味、親以上に長い時間を過  
 しますから。幼保一体化の議論があつたときも、  
 やはり、幼稚園も雇用労働施策に入ってくるの  
 ではないかということが、保育園の方からも、幼  
 稚園の方からもありました。

現実には、今、埼玉県で子供を保育園に預ける親  
 というのは二七％です。全国的に言えば、幼稚  
 園が全くない自治体というのをのけて考えれば、  
 七対三の割合で日本の親は子供を幼稚園に行か  
 せているわけですね。そういう中で一気に雇用  
 労働施策に幼稚園の方も入れようというのは、  
 やはりかなり違和感があるなど。これは、幼  
 稚園の方の保育者の方からも、そういうこと  
 が聞かれます。

それと、家庭保育室という名前で百人規模が  
 今までの流れ全体が子供のことを考えていな  
 いというところは、現場は実感しています。

その中で出てきたこれですから、やはり保  
 育士会なんかにも公に反対しているわけだ  
 すし、私立幼稚園連合会も一千万署名運動  
 みたいなものをするんだと思います。

以上です。  
 馳委員 ことも園給付について、大日向公述人

に伺います。

新システムだと十年で全部の保育所が総合  
 園になる、こういふふうになっていきますよ  
 ね。ところが、幼稚園は手挙げ方式ですよ  
 ね、手挙げ方式。幼稚園もことも園給付の  
 対象にすべきではないかという議論は、皆  
 さん方の新システムの会議の中でどこまで  
 煮詰まってる、そしてどうしてそうなの  
 か、そこら辺、ちょっと、事の経緯を  
 教えていただけますか。

大日向公述人 御質問ありがとうございます。  
 保育所は、おっしゃるとおり、ほとんどが  
 ことも園に移行いたします。

一方、幼稚園の方は、財政的にインセン  
 ティブを持たせる、移行のインセンティブ  
 を持たせる、移行のインセンティブを持  
 たせるということになりました。

そこには、幼稚園側のいろいろな思い、  
 課題があつて、幼稚園、保育所、それ  
 ぞれ、非常に長い文化、歴史の違いが  
 あります。

幼稚園の方々の中には、どうしても移り  
 たくない、応諾義務あるいはさまざま  
 な幼児教育の歴史、伝統があると考  
 えるところがあるかもしれない。その  
 方々を無理に移行するというのもな  
 かなか難しいでしょう。しかし、待  
 機児対策あるいは幼稚園の預かり保  
 育も児童福祉法の保育に位置づけ  
 するためにも、できるだけ移って  
 いただきたい、できることならこ  
 ども園給付で一本化したという  
 思いは私も非常にありました。

しかし、どうしても残りたいとお  
 っしゃるところまで無理に移行する  
 ことはお願ひできないというこ  
 とで、一部残るかもしれない、そ  
 ういうこと

とを残したということになります。

馳委員 大日向公述人、もう一度  
 お伺いします。今幼稚園の預かり保  
 育は七五％やっていると、い  
 うふうに言われています。新シ  
 ステムで、インセンティブで幼  
 稚園が総合ども園に移行する  
 ところもあれば、建学の精神も  
 あるし、宗教的な問題もあるか  
 もしれません、やはり幼稚園の  
 まま残してやりたいというとき  
 には、ことも園給付の対象にこ  
 の預かり保育はなっていない  
 ませんか。なっていないはず  
 なんです。中野委員長 質問  
 なら質問で一旦切ってください。

馳委員 はい。  
 なっていないんですが、そこは、  
 私はことも園給付の対象にして  
 もいいんじゃないかなと思つて  
 いるんですが、いかがですか。

大日向公述人 建学の精神、宗  
 教上の理由等々でお残りになる  
 幼稚園に関して、私学助成が  
 残るといふことはそのとおり  
 でございます。しかし、総合  
 ども園あるいはことも園に移  
 っていたところは、可能な限  
 り、ことも園給付を給付する  
 ということでございます。

馳委員 預かり保育の財源がど  
 うなるんだろつかという心配  
 は新システムになった後も残  
 るんだろつかというのが私の  
 心配事で、今ちょっと聞いて  
 みたんです。

あと、では、森田公述人にお  
 伺いいたしますが、文部、厚  
 労行政の一元化、これは、現  
 場でいえば、要は、地方自  
 治体の総務部で対応すれば、  
 幼稚園

にしる保育園にしる、あるいは認定こども園という形にしる、幼保連携型の認定こども園にしる、申請をする方にとってみれば、総務部に持つていけば全て対応してもらえるところにすればいいのであって、行政的な問題なのではないでしょうか。厚生労働省、文部科学省、連携室がありませんが、現在、もう非常に水と油のような関係に私は感じるんですね。

この、文部、厚生行政の一元化とおっしゃっている森田公述人の意味は、どういう意味でございましておられるのか、教えてください。

森田公述人 どうもありがとうございます。

私が申し上げておりますのは、具体的には、文部、厚生両省に幼稚園と保育所が分かれております。そして、それによって法律、そして財政の出方、あるいは保育の中身、内容ですね、あるいは職員の具体的な教育の仕方、こういったものが全て分かれてまいります。

今現在、認定こども園等を実施している自治体の多くは、やはりこれはばらばらではできないということ、例えば、教育委員会の教育のところから一人、人が出て、あるいは保育課の方から一人出て、そしてその人たちが別の、例えば何とか室、調整室みたいなものをつくって一緒に運営するとか、あるいは、そういったものを総合的に、例えば子供部の中に総合のそういった部を設けて実施するとか、そういうふうな、自治体の中で職員の採用とかあるいは具体的な保育の中身については、一生懸命、一体化するような調整をなさっています。

ただ、それが、具体的には、補助金の関係とか報告書の関係とかということとで本場に煩雑な方法。特に、やはり一番大きい問題は、教員あるいは保育士の養成課程等にもそれが関係してきて、なかなかそこが一元化できないということに、養成課程そのもの、あるいは養成された保育士や幼稚園教諭そのものにもかなり負担が発生してきているということがありふうに私は思っております。

馳委員 私は、現行の認定こども園制度、手続の一元化、簡素化というものを求め、小淵報告にあつたとおり、また、福田総理がその方向でやるべきだと言ったことを十分に行政の方で踏まえて対応して下さっていけば、それでよかったのではないかな。プラス、自治体によっては、保育所が多いところ、幼稚園が多いところ、まちまちでありますので、一気に新システムというのはちょっと一足飛び過ぎるのではないかな、そういうふうにして、いろいろとお聞きをしてみたい。

最後に、発達心理学の専門家である大日向先生にお伺いしたいと思っております。

少子化ではありませんが、発達障害児、ふえてきております。最近では、一歳半ぐらいで大体何となく、現場の保育士さんは、この子はちょっと大変だということにお気づきのようであります。

新システムにおいて、こういった発達障害児への対応、配置基準の加算になるのかもしれないが、こういったことに対する配慮はなされているのでしょうか。教えてください。

大日向公述人 大変重要な点を御指摘いただきまして、ありがとうございます。

新システムの議論では、全ての子供の幸せを念頭に考えました。その中には、発達障害を持つているお子さん、あるいは社会的養護のお子さん、一％の子供であっても犠牲にしてはならない、その子供たちの幸せを最優先に考えるということを議論の前提としたことをお答えいたします。

ありがとうございます。

馳委員 最後になりますが、けさの朝刊を各紙拝見して、小宮山大臣は、もうおりたみたいですね。総合こども園撤回。「民主、総合こども園撤回」「民主、こども園」譲歩も 公明案軸に駆け引き、こういうふうになっておりまして、政治の現場と、皆さん方が積み上げた議論の成果とは、ちょっと方向性が違うのかな。いや、逆に、結論が一緒であるならば段階的にやるべきだということに大臣が判断されているのか。

非常に私も、ここ数日、最終的に修正協議がどうまとまるかということを見守っておりますが、私、またあさつて、大臣と議論を国会でさせていただきますので、きょうの御意見を参考にさせていただきます。

ありがとうございます。

中野委員長 これにて馳君の質疑は終了いたしました。